

一般競争入札における入札参加資格審査について

平成30年4月1日以降に発注する一般競争入札における入札参加資格審査について、監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日付け国土建第351号）に則り、下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

主任技術者の雇用に係る入札参加資格要件について

予定価格9,000万円未満の建設工事に配置する専任の主任技術者（請負金額（税込）3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の建設工事に配置する者をいう。）について、配置できる者を以下のとおり変更します。

現行	平成30年度以降
入札参加資格審査申請締切日現在で、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者	入札参加資格審査申請締切日現在で、当該事業所と 3か月以上 の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者

参考

監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日付け国土建第351号）（抜粋）

二―四 監理技術者等の雇用関係

（3）恒常的な雇用関係の考え方

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下、「公共工事」という。）において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。